

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長  
物流・自動車局貨物流通事業課長

## 災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件について

災害時等において、一般貨物自動車運送事業者の運転者が被災した場合、被災地等で支援物資等の貨物運送を行うためには被災地等での運転者の確保が課題となる。現行制度上、被災地等における一般貨物自動車運送事業者（以下「派遣先事業者」という。）において、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第 3 条第 1 項に基づき、事業計画（同法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業計画をいう。以下同じ。）に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されており、かつ、当該運転者が安全規則第 3 条に掲げる事項に適合する場合は、派遣先事業者が臨時派遣運転者（派遣先事業者が選任している運転者以外の運転者をいう。以下同じ。）を派遣先事業者の常時選任以外の運転者として選任することが可能とされている。ただし、この場合、派遣先事業者が安全規則第 9 条の 5 に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けておくこと、臨時派遣運転者に対して安全規則第 10 条に定める必要な指導及び監督を行うことその他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について遵守することが必要になる。

一方、災害時等に運転者に欠員が生じた場合であっても、事業計画に従い業務を行うに必要な員数が確保されていないと判断されるものではないこと、また、他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において指導及び監督が行われていれば足りることが必ずしも明確に示されていないため、派遣先事業者において臨時派遣運転者の選任ができず、被災地等での支援物資等の貨物運送を行う必要があっても、臨時派遣運転者が、自らが運転者として選任されている事業所のトラック等を遠方から運転しながら被災地等に向かうことを余儀なくされ、結果として、交通規制や渋滞等により被災地等に到着するまでに相当な時間を要し、迅速な貨物運送に支障を来しているとの声や派遣先事業者において臨時派遣運転者が選任できたとしても、派遣先事業者において再度の指導及び監督が必要となり、被災地等における迅速な貨物運送が実現できないとの声がある。

そのため、こうした声を踏まえ、災害時等における支援物資等の輸送体制の強化を図る観

点から、下記の事項について改めて了知するとともに、管内関係業界団体等に周知し、適切に運用されたい。

## 記

1. 派遣先事業者は、次に掲げる事項について法令を遵守した上で、臨時派遣運転者を派遣先事業者の常時選任以外の者として選任することが可能である。

- ・安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けること。
- ・臨時派遣運転者に対して、安全規則第10条に定める必要な指導及び監督を行うこと。
- ・その他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について、遵守すること。

2. 派遣先事業者は、災害時等に運転者に欠員が生じたとしても、安全規則第3条第1項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されていないと判断されない。

3. 他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において、安全規則第10条に定める必要な指導及び監督が行われていれば足りる。

4. 前三項の措置は、災害時等の緊急を要する状況に限り適用される措置である。

以 上